

たいにいい・ぼっくすつうしん

Vol. 74

令和3年
5月12日

たしかな道を見据えて。

3年に一度の報酬改定が4月より適用されました。3年前の報酬改定では、適切な支援を行っている事業所の評価として通所している利用者に指標をつけ、“該当なし”“該当あり”と区別し、障がいを抱えた本人とその家族の気持ちを一切顧みない考え方に肩を落としました。そして、今回の報酬改定は如何に。

相模原市が作成した保護者向けのお知らせでは、「個別サポート加算1、2」を筆頭に、「指標」廃止に伴う事業所の区分廃止、「専門的支援加算」が改定部分として記載されていました。事業者側の視点になると、大きな改定部分は、基本報酬の減算と児童指導員等加算2（2人目の加配）が廃止され、医療ケア児の受け入れ体制がとれるように看護師を配置すると加算がとれるようになったことです。児童指導員加配2が廃止されたことは多くの事業所にとって大きな課題です。事業所設置の最低条件は児童発達支援管理責任者1名と保育士等有資格者2名で、「指標該当あり」の利用者が50%を超える区分1の事業所は、支援の必要性に応じて常勤加配2名まで報酬を受けることができました（区分2の事業所は基本報酬の減算と加配1名まででした）。今回の報酬改定で加配2名が認められる例が「専門的支援加算」なのですが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等と専門職を配置した場合というもの。大部分の放課後等デイサービスに求められているニーズと一致しない要件です。

数か月前の通信で、放課後等デイサービスは倍増しましたがどれだけ児童福祉が発展したと言えるか問われていると投げかけましたが、まさに、その真価が問われています。「加配加算2（2人目の加配）」を廃止した背景には、不正請求が一因でしょう。実際の配置人数を偽った体制申請をして報酬を多く受けていた事例が複数あったようです。膨れ上がる福祉事業への支出に加え、不正請求を抑制するために打ち出した対策といったところなのでしょう。前回の報酬改定の「適切な支援を行っている事業所の評価」と表した指標の導入時は、「“該当あり”に誰がなった？」と探さないといけないほど厳しい判定で、市内の放課後デイサービスの9割以上が区分2の事業所でスタートしたことを思い起こせば、今回は遠回しの表現をせず、「肢体不自由児や医療ケア児のニーズに応えない事業所は報酬を引き下げさせていただきます」としている報酬改定だと受け取れます。

なぜ、日本の福祉は国際的に遅れていると評されているのか。なぜ、放課後等デイサービスは必要とされているのか。報酬改定がどのようなものであっても、目先のことにとらわれず、福祉の理想を掲げることで、確かな道を歩まなければならないのは事業者側の私たちです。

たいにいい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております。

6月の予定

季節の創作活動、他
※毎月のおやつ作りは中止します

6月 休業日

5日6日
12日13日
19日20日
26日27日

